

北九州市入札等監視委員会規則

(平成 24 年 3 月 29 日規則第 17 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、付属機関の設置に関する条例（昭和 38 年北九州市条例第 97 号）第 3 条の規定に基づき、北九州市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 市が発注する公共工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）に関し、入札及び契約の事務の執行状況について審議し、必要と認める場合に意見の具申又は勧告を行うこと。

(2) 工事のうち委員会が抽出したのものに関し、契約の方法の決定の理由、一般競争入札に係る参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る参加者の指名の理由その他契約の内容について審議し、必要と認める場合に意見の具申又は勧告を行うこと。

(3) 工事に係る入札又は契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を除く。）に対する再苦情（工事に係る入札又は契約に対する苦情への回答に不服がある者が再度申し立てる苦情をいう。）の申立てについて調査審議すること。

(4) 前号に規定する特定調達契約に係る苦情の申立てについて調査審議すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、緊急その他やむを得ない事情により委員会の会議を招集できないときは、書類の回議をもって会議に代えることができる。

3 委員会の議事の概要は、これを公表する。

4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(定例会議)

第7条 第2条第1号及び第2号に規定する事務に係る会議は、定期的を開催するものとする。

2 委員会は、前項に規定する会議で審議する工事の抽出について、あらかじめ指定した委員に委任することができる。この場合において、当該委員は、抽出の理由を会議で説明しなければならない。

3 委員会は、第2条第2号に規定する意見の具申又は勧告を行ったときは、その内容を公表するものとする。

(再苦情処理会議)

第8条 委員長は、第2条第3号に規定する再苦情の申立てが別に定める要件を欠くときは、会議を招集しないものとする。

2 委員会は、前項に規定する申立てに係る審議を終えたときは、報告書を作成し、市長に提出するとともに、審議の結果を公表するものとする。

(特定調達苦情処理会議)

第9条 委員長は、第2条第4号に規定する苦情の申立てが別に定める要件を欠くときは、会議を招集しないものとする。

2 委員会は、前項に規定する申立てに係る審議を終えたときは、報告書を作成し、市長に提出するとともに、審議の結果を公表するものとする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、技術監理局において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。